ミャンマー国籍の方の在留資格認定証明書の有効期間の延長について

在ミャンマー日本国大使館

現在、ミャンマー労働省による送り出し制度の改革及びミャンマー中部において発生した震災等の影響により、ミャンマー労働省が発給する海外労働身分証明カード(OWIC)の発給が遅れていることから、当面の間、在ミャンマー大使館において所定の査証申請手続を経て発給された有効な査証を所持している場合には、ミャンマー国籍の方の就労に関する在留資格認定証明書(当該在留資格に係る「家族滞在」を含む。以下、COE)の有効期間を3か月から6か月に延長します。

- 1 入管庁による措置
- (1)対象となる在留資格

COEの対象となる全ての就労資格及びそれに係る「家族滞在」に限る。

(2)対象となる国籍者

ミャンマー国籍者

- (3)有効とみなす期間
- COE の作成年月日から6か月
- (4) 有効とみなす条件

受入機関等が「引き続き、COE 交付申請時の活動内容どおりの受け入れが可能である」ことを記載した文書を在ミャンマー日本国大使館へ提出し、且つ在ミャンマー日本国大使館交付の査証を所持している場合。

- 2 上記1を踏まえ、日本への就労を目的としたミャンマー人にかかる査証発行については以下のとおりといたします。
- (1) 有効な査証を所持せず、上記1(1)の COE(作成年月日から6か月以内のもの)を所持する方は、上記1(4)の受入機関等作成文書(様式適宜)を旅券及び査証申請書類と併せて提出してください。
- (2) 有効な査証を所持し、上記1(1)の COE(作成年月日から6か月以内のもの)を所持する方は、上記1(4)の受入機関等作成文書を取得の上で、有効な査証が貼付されている旅券とともに携行して訪日してください(必要に応じて本邦入国時に右文書を提示し、上陸審査を受ける)
- (3) なお、お持ちの COE が作成年月日からすでに 6 か月を経過している場合には、COE を再申請してください。

(参考) 出入国在留管理庁

「ミャンマー国籍の方の在留資格認定証明書の有効期間の延長について」

https://www.moj.go.jp/isa/10_00229.html

Date(YYYY/MM/DD)

Letter Agreement

status has not changed since the application of the below outdated Certification of Eligibility(COE), and ensures that the person will be employed as planned to the assigned receiving company and not to do any activities unplanned.		
Person's nam	Eligibility(COE), and ensures that the person will be employed as planned to e assigned receiving company and not to do any activities unplanned.	
Gender	Nationality/Region	Date of Birth(YYYY/MM/DD)
Passport Nun	nber	
Expired COE	number (attach copy)	
Profession or	Occupation/Organization	on to be employed in Japan
		ıture

----End of the document-----

- (査証が有効な場合の手続) Q.1 持っている COE が作成月日から3ヶ月の期限が経過しているが、作成年月日から6か月以内であり、持っている査証が有効な場合は、日本大使館への申請などは必要なく、受入機関等作成文書を取得の上で、有効な査証が貼付されている旅券とともに携行して訪日すれば良いのでしょうか?
- A.1 ご認識のとおりで、査証が有効である場合は、日本大使館へご来館いただき申請を 行う必要はありません。COE と併せて、受入機関等作成文書を取得の上で、有効な査証 が貼付されている旅券とともに携行して訪日してください。

(受入機関等作成文書のフォーマット)

- Q2. 受入機関等作成文書に指定のフォーマットはありますか?
- A2. 決まった様式はありませんが、フォーマット案を大使館 HP に掲載しているので適 宜お使いください。なお、作成言語は日本語で問題ありません。

(受入機関等作成文書の作成主体)

- Q3. 受入機関等作成文書の作成主体は、受入機関でないといけないのでしょうか?登録 支援機関が作成しても良いでしょうか?
- A3. 登録支援機関が作成する場合は、文書の中で登録支援機関と受入機関との関係を説明し、受入機関がどの機関なのか具体的に機関名を記載するとともに、受入機関と同等の役割を果たすことが文面で分かるようにしてください。

(受入機関等作成文書における印鑑・サイン等の要否)

- Q4. 受入機関等作成文書に、印鑑やサイン等は必要でしょうか?
- A4. 必要ではありませんが、含めることを妨げるものではありません。

以上